

証券コード5900
平成25年5月8日

株 主 各 位

大阪市淀川区新高二丁目7番13号

株式会社 **ダイケン**

代表取締役社長 藤 岡 洋 一

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいませ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年5月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第65期（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（24頁から27頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiken.ne.jp>）に掲載させていただきます。

【添付書類】

事業報告

(平成24年3月1日から
平成25年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災による影響が色濃く残る中、復興需要等が下支えとなり、緩やかながらも景気の回復が見られました。また、新政権の掲げる経済政策への期待から、株高や円安に傾向しており、景気回復の期待感が高まっております。しかしながら、新興国経済の成長性の鈍化や欧州の債務問題が長引くなどしており、国内の雇用情勢や増税政策に対する懸念は強く、消費の先行きにも不透明な状況が続いております。

建築金物業界におきましては、東日本大震災の復旧及び復興に関する地域的な需要に加え、政府による住宅支援政策の延長や極めて低い金利によって、新設住宅着工戸数の増加が3年連続の増加傾向にあり、低水準ながらも堅調に推移しております。

オフィスビル等の空室率も改善の兆しが見られておりますが、都市部での一部大型開発を除いては、民間の設備投資の回復力には乏しく、当業界の先行き需要に対するシェア確保のための企業間競争は厳しく、経営環境は依然として厳しい状況が続きました。

このような中、当社は主力の建築金物において、中小規模及び比較的工期が短い物件対応に注力し、賃貸集合住宅や中小のオフィスビル向け及び高齢者向け施設やリフォーム等の市場に向け、販売先へ緊密な営業活動を進め、展示会等への出展を図り販売の回復に取り組んでまいりました。また、生産部門では国内6拠点の工場で、それぞれ製造原価の低減を継続、収益の確保に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、前事業年度比3.5%増の103億39百万円となりました。利益面では、製造経費や販売管理費の削減により、営業利益は前事業年度比44.0%増の8億65百万円、経常利益は前事業年度比42.5%増の8億65百万円となりました。当期純利益は、減損損失52百万円等が発生したものの、固定資産売却益1億30百万円等が発生したため、前事業年度比54.8%増の5億47百万円となりました。

品目別の売上状況については、次のとおりであります。

(単位：千円)

分 類	金 額	構成比	主 要 製 品 名
建 築 金 物	4,385,302	42.4%	ドアハンガー、ハンガーレール 点検口、ピット、カーテンレール
外 装 用 建 材	1,557,950	15.1%	金属製笠木、外装・目隠しパネル
建 材	5,943,253	57.5%	————
エ ク ス テ リ ア	3,491,171	33.8%	物置、ガレージ、自転車置場
そ の 他	757,261	7.3%	家庭金物、施工
小 計	10,191,687	98.6%	————
不 動 産 事 業 収 入	147,689	1.4%	不動産賃貸
合 計	10,339,376	100.0%	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、1億40百万円であります。その主なものは、生産用機械及び金型であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

新政権が掲げる金融政策や各種規制緩和等による経済対策について、国内の実体経済に波及するためには少々時間が掛かることが予想される反面、新興国経済の成長性の鈍化や欧州の連鎖する債務危機及び円安による材料高等が懸念されます。

規制緩和や雇用及び賃金の上昇を見込む新政権の期待感を背景に、国内の消費動向や不動産価格にも影響が出始めているものの、エネルギー問題や社会保険制度の改革には難問が山積しております。

また、財政出動における公共投資予算は土木関連のものが多く、建築金物業界に関連する国内の設備投資の動向につきましては、政策の先行きや景気の回復に不透明感が強く、依然として予断を許さない状況が続くと予想されます。

このような経営環境の下ではありますが、高齢化社会や環境問題・住宅の高機能化など当社製品群の周辺ニーズの変化に対応し、ユーザーの視線にたった商品開発を重要課題の一つと捉え、生産及び調達方法や販路を見直すと共に、開発投資の集中を具現化することで付加価値の高い事業構造へ改善してまいり所存であります。

また、現在、岡山県津山市所在の津山工場で生産しております現場金物等につきまして、需要が期待できる関東及び東北地域への納期対応を向上し販売力を強化するため、従前、売却予定としておりました千葉工場（千葉県佐倉市、平成20年10月成田工場へ移転済）の工場棟を利用した生産及び配送業務を行い、ユーザーのご期待に応えてまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第 62 期 (平成22年2月期)	第 63 期 (平成23年2月期)	第64期 (平成24年2月期)	第65期(当期) (平成25年2月期)
売 上 高	10,077,784	9,580,816	9,987,138	10,339,376
経 常 利 益	375,855	581,985	607,255	865,104
当 期 純 利 益	196,975	299,846	353,575	547,293
1株当たり当期純利益	33円51銭	51円02銭	60円17銭	93円15銭
総 資 産	12,730,083	12,532,283	12,723,308	13,243,834
純 資 産	9,331,489	9,549,282	9,871,713	10,398,421

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く。)に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、建築金物、外装用建材、エクステリア製品等の製造、販売を行っており、また、製品の取付け工事を行っております。更に、不動産賃貸事業を営んでおります。

(12) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市淀川区新高二丁目7番13号

支店・営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市清田区	神奈川営業所	横浜市西区
東京支店	東京都墨田区	静岡営業所	静岡市駿河区
名古屋支店	愛知県一宮市	岡山営業所	岡山市東区
大阪支店	大阪市淀川区	福岡営業所	福岡市博多区
仙台営業所	仙台市宮城野区	広島営業所	広島市中区
盛岡営業所	岩手県盛岡市	東京西出張所	東京都東大和市
埼玉営業所	さいたま市北区		

工 場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
室蘭工場	北海道室蘭市	兵庫工場	兵庫県加西市
成田工場	千葉県富里市	岡山工場	岡山市東区
十三工場	大阪市淀川区	津山工場	岡山県津山市

(13) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	262名	+3名	42.8歳	18年7月
女 性	41名	+1名	40.4歳	11年10月
合計または平均	303名	+4名	42.5歳	17年7月

(注) 従業員数には、臨時従業員及び嘱託社員(計46名)並びに当社から関係会社への出向者(4名)は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,970,480株（うち自己株式 95,016株）
- (3) 株 主 数 554名（前期末比38名増）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
藤 岡 洋 一	1,115,200株	18.9%
ダ イ ケ ン 取 引 先 持 株 会	444,000株	7.5%
ダ イ ケ ン 従 業 員 持 株 会	391,311株	6.6%
藤 岡 秀 一	298,385株	5.0%
押 木 光 三	251,600株	4.2%
株式会社 り そ な 銀 行	243,000株	4.1%
藤 岡 純 一	237,000株	4.0%
糸 井 孝 子	190,700株	3.2%
株式会社 三 井 住 友 銀 行	185,000株	3.1%
エスアイエックス エスアイエス エルティーディー	112,000株	1.9%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成25年 2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 岡 洋 一	
常 務 取 締 役	松 井 浩 治	営業本部長
取 締 役	田 淵 敦 司	経理部長
取 締 役	北 川 淳 二	製造管理部長
取 締 役	北 脇 昭 昭	総務部長
常 勤 監 査 役	小 畑 芳 三	
監 査 役	阿 部 幸 孝	三和綜合法律事務所代表
監 査 役	橋 田 光 正	りょうざん会計事務所所長 東陽監査法人代表社員

(注) 1 当事業年度中の取締役の異動

平成24年 5月24日開催の第64回定時株主総会において、新たに北川淳二氏及び北脇 昭氏は取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

平成24年 5月24日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役藤岡秀一氏、田井誠二郎氏及び仲川昌則氏は退任いたしました。

2 監査役阿部幸孝氏及び監査役橋田光正氏は社外監査役であります。

3 常勤監査役小畑芳三氏は、株式会社りそな銀行に長年在籍し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4 監査役阿部幸孝氏は、法曹として豊富な経験を有しコンプライアンス等に関する相当程度の知見を有しております。

5 監査役橋田光正氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6 監査役橋田光正氏は、株式会社大阪証券取引所が義務付ける独立役員であります。

(ご参考) 当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担当地位
奥 野 幸 和	執行役員 製造管理部部長
塚 本 智	執行役員 成田工場長
岡 森 正 憲	執行役員 兵庫工場長
小 川 正 孝	執行役員 大阪支店長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	8名	107,600千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	16,880千円 (2,880千円)
計	11名	124,480千円

- (注) 1 平成8年5月29日の株主総会の決議による取締役の報酬限度額(ただし、
使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず)は年額200,000千円、
及び監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。
- 2 支給額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理
した10,750千円(取締役9,550千円、監査役1,200千円)が含まれておりま
す。
- 3 上記のほか、次の支払いがあります。
使用人兼務取締役の使用人給与相当額 30,276千円

(3) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係
兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	阿 部 幸 孝	当事業年度開催の取締役会には14回中12回に、また 監査役会には11回中10回に出席しました。弁護士とし ての豊富な経験と高い見識に基づき、必要な意見、発 言を行っております。
監査役	橋 田 光 正	当事業年度開催の取締役会には14回中13回に、また 監査役会には11回中10回に出席しました。公認会計士 としての豊富な経験と高い見識に基づき、必要な意 見、発言を行っております。

③責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第33条の規定により、各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項及び定款第37条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限定額は、法令の定める最低限度額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動指針を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員が事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンス規程に従い実践するよう周知徹底します。
- ② 内部監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監視するとともに、随時取締役会に報告します。
- ③ 当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に公益通報制度を設け、その利用につき役職員に周知し運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、法令及び社内規程に基づき、定められた期間保存します。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「危機管理規程」に基づき各部門への浸透を図ります。各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めます。

また、当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に管理するとともに、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は監査役及び監査契約を締結した監査人と十分な情報交換を行うものとします。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

また、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とします。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めるものとします。

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社等の財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備し、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ります。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め、基本方針とします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図ります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,732,333	流 動 負 債	2,678,422
現金及び預金	2,434,732	支払手形	460,267
受取手形	2,081,318	買掛金	1,341,544
売掛金	1,885,805	未払金	150,157
商製品	9,755	未払法人税等	273,182
製成品	626,468	未払消費税等	35,268
原材料	327,699	未払費用	132,762
仕掛品	203,126	預り金	29,859
貯蔵品	26,293	前受収益	6,291
前払費用	7,746	賞与引当金	216,667
繰延税金資産	126,613	役員賞与引当金	24,000
未収入金	2,136	その他の流動負債	8,421
その他の流動資産	1,826	固 定 負 債	166,990
貸倒引当金	△1,190	役員退職慰労引当金	70,775
固 定 資 産	5,511,501	繰延税金負債	35,354
有 形 固 定 資 産	4,559,184	その他の固定負債	60,860
建物	2,224,478	負 債 合 計	2,845,412
構築物	41,772	純 資 産 の 部	
機械及び装置	181,633	株 主 資 本	10,323,442
車両運搬具	8,077	資本金	481,524
工具器具備品	56,652	資本剰余金	250,398
土地	2,046,400	資本準備金	249,802
建設仮勘定	169	その他資本剰余金	596
無 形 固 定 資 産	85,994	利 益 剰 余 金	9,645,724
ソフトウェア	67,328	利益準備金	120,381
電話加入権	13,848	その他利益剰余金	9,525,343
その他の無形固定資産	4,818	固定資産圧縮積立金	803
投資その他の資産	866,322	別途積立金	7,500,000
投資有価証券	402,284	繰越利益剰余金	2,024,540
関係会社株	20,000	自 己 株 式	△54,205
出資	2,475	評価・換算差額等	74,979
長期前払費用	7,415	その他有価証券評価差額金	74,979
保険積立金	373,894	純 資 産 合 計	10,398,421
会員権	42,961	負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,243,834
その他の投資	27,311		
貸倒引当金	△10,020		
資 産 合 計	13,243,834		

損 益 計 算 書

(平成24年3月1日から
平成25年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,339,376
売 上 原 価		6,689,559
売 上 総 利 益		3,649,817
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,784,133
営 業 利 益		865,684
営 業 外 収 益		29,337
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,643	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	14,694	
営 業 外 費 用		29,916
支 払 利 息	14	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	29,902	
経 常 利 益		865,104
特 別 利 益		182,008
固 定 資 産 売 却 益	130,787	
保 険 解 約 益	51,220	
特 別 損 失		56,035
減 損 損 失	52,685	
そ の 他 の 特 別 損 失	3,350	
税 引 前 当 期 純 利 益		991,078
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		385,571
法 人 税 等 調 整 額		58,213
当 期 純 利 益		547,293

株主資本等変動計算書

(平成24年3月1日から
平成25年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	
平成24年3月1日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	1,078	7,500,000
当 期 変 動 額							
自己株式の取得							
剰余金の配当							
当期純利益							
固定資産圧縮積立金の取崩						△275	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△275	-
平成25年2月28日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	803	7,500,000

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計					
繰越利益 剰 余 金							
平成24年3月1日残高	1,547,478	9,168,938	△54,180	9,846,680	25,033	25,033	9,871,713
当 期 変 動 額							
自己株式の取得			△24	△24			△24
剰余金の配当	△70,506	△70,506		△70,506			△70,506
当期純利益	547,293	547,293		547,293			547,293
固定資産圧縮積立金の取崩	275	-		-			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					49,946	49,946	49,946
当 期 変 動 額 合 計	477,061	476,786	△24	476,761	49,946	49,946	526,708
平成25年2月28日残高	2,024,540	9,645,724	△54,205	10,323,442	74,979	74,979	10,398,421

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(a) 建物 (建物付属設備は除く)

平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

(b) 建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 10年

また、10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方式を採用しております。

② 無形固定資産 定額法

ただし自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ 長期前払費用 定額法

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) リース取引の処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

6,473,149千円

(2) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

3,050,000千円

借入実行残高

-千円

差引額

3,050,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 4,530千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 59,505千円

営業取引以外の取引による取引高

業務管理手数料等 31,250千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
厚生施設	土地	埼玉県川口市
事業用資産	土地・建物	札幌市清田区

当社は、減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。なお、遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

厚生施設は、遊休状態にあり、また近年の継続的な地価の下落により、帳簿価額に対し時価が著しく下落したため、減損損失を計上しております。また事業用資産は、当初予定していた収益を見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。その内訳は、土地(34,152千円)、建物(16,524千円)であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、厚生施設は固定資産税評価額等を参考とし、事業用資産は処分見込価額により評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	5,970,480株		-株		-株	5,970,480株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	94,952株		64株		-株	95,016株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年5月24日 定時株主総会	普通株式	70,506千円	12円00銭	平成24年 2月29日	平成24年 5月25日

(5) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年5月23日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	82,256千円	14円00銭	平成25年 2月28日	平成25年 5月24日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

賞与引当金	82,116千円
未払事業税等	23,215千円
役員退職慰労引当金	25,125千円
減損損失	33,774千円
その他	37,110千円
小計	201,343千円
評価性引当額	△68,175千円
合計	133,168千円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	41,267千円
固定資産圧縮積立金	640千円
合計	41,908千円

繰延税金資産の純額 91,259千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部の外貨建ての営業債権は、為替のリスクに晒されております。投資有価証券は、主として取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替のリスクに晒されております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、短期の支払期日のみであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先与信限度規程に従い、営業債権について、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建て債権・債務については、定期的に為替相場等を把握しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係るリスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末日における営業債権のうち28%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1)現金及び預金	2,434,732	2,434,732	-
(2)受取手形	2,081,318	2,081,318	-
(3)売掛金	1,885,805	1,885,805	-
(4)投資有価証券	392,196	392,196	-
資 産 計	6,794,053	6,794,053	-
(1)支払手形	460,267	460,267	-
(2)買掛金	1,341,544	1,341,544	-
負 債 計	1,801,812	1,801,812	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び(3)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

その他投資有価証券における種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理の対象となったものはありません。

	種類	取 得 原 価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	209,928	336,060	126,131
	小計	209,928	336,060	126,131
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	66,021	56,136	△9,884
	小計	66,021	56,136	△9,884
合 計		275,949	392,196	116,247

負 債

(1)支払手形及び(2)買掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非 上 場 株 式	10,087

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の当事業年度末日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預 金	2,422,572	-	-	-
受 取 手 形	2,081,318	-	-	-
売 掛 金	1,885,805	-	-	-

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のマンション等(土地を含む)を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は59,752千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)、減損損失2,007千円(特別損失の「減損損失」に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			当事業年度末に おける時価(千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
973,630	△146,219	827,410	1,391,488

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

増加は、事業用資産から遊休資産への振替13,147千円であります。

減少は、遊休資産の売却119,080千円、減価償却費30,269千円、遊休資産から事業用資産への振替8,009千円及び減損損失2,007千円であります。

3 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,769円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 93円15銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年4月18日

株式会社ダイケン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 林 一 毅 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 仲 下 寛 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイケンの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年4月19日

株式会社ダイケン 監査役会

常勤監査役 小 畑 芳 三 ㊞

社外監査役 阿 部 幸 孝 ㊞

社外監査役 橋 田 光 正 ㊞

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 **ダ イ ケ ン**
代表取締役社長 藤 岡 洋 一

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要政策の一つであると考えており、将来の事業展開を考慮しつつ、企業基盤の強化を図りながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

期末配当につきましては、1株当たり当期純利益が65円を上回る場合は、普通配当12円に加え2円を配当することを基本方針としております。当事業年度については、1株当たり当期純利益が65円を上回りましたので、基本方針に従い14円といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は82,256,496円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年5月24日

第2号議案 取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役松井浩治氏、田淵敦司氏の2名が任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p>まつ い こう じ 松 井 浩 治 (昭和27年8月17日生)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成4年3月 当社名古屋営業所長 平成7年3月 当社神奈川営業所長 平成10年3月 当社営業本部課長 平成13年3月 当社営業本部次長 平成17年5月 当社執行役員営業本部部長 平成19年5月 当社取締役営業本部長 平成23年5月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る</p>	<p>5,200株</p>
<p>た ぶら あつ し 田 淵 敦 司 (昭和33年2月14日生)</p>	<p>昭和56年3月 当社入社 平成5年3月 当社社長室課長代理 平成17年3月 当社経理部次長 平成17年5月 当社執行役員経理部長 平成19年5月 当社取締役経理部長 現在に至る</p>	<p>4,400株</p>

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、石松靖之氏は監査役小畑芳三氏の補欠として、有田真紀氏は社外監査役阿部幸孝氏及び橋田光正氏の補欠としての候補者であります。

なお、あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間となります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いし まつ やす ゆき 石 松 靖 之 (昭和26年7月28日生)	昭和45年3月 当社入社 平成17年3月 経理部次長 平成23年7月 当社嘱託 現在に至る	13,330株
あり た ま き 有 田 真 紀 (昭和43年7月10日生)	平成8年6月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成15年7月 公認会計士有田事務所所長 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 上記の候補者のうち、有田真紀氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 (1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性
 ①有田真紀氏は公認会計士及び税理士として、数多くの企業を指導し、財務及び会計に関する相当程度の知見を活かした監査が期待できると判断したからであります。
 なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 ②同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)となったことはありません。
 ③同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除きます。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 ④同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 ⑤同氏が原案どおり選任され、就任された場合は、株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として、届出る予定であります。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約

有田真紀氏が原案どおり選任され、就任された場合には、定款第33条の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

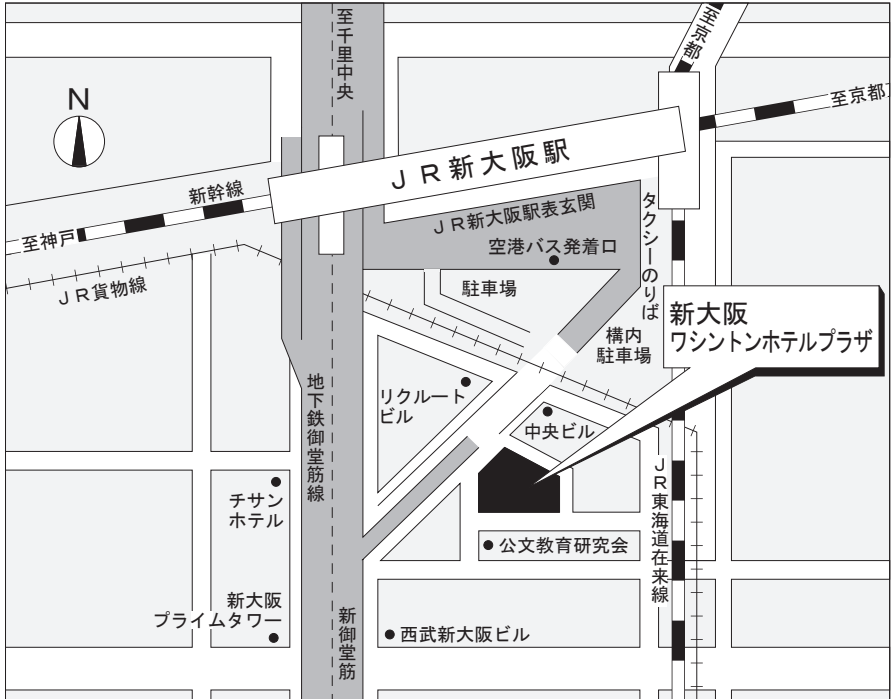
第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名及び社外監査役2名を除く監査役1名に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額24,000千円(取締役分21,400千円、監査役分2,600千円)を支給することといたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内略図

場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間



最寄の交通機関

- 徒歩

J R新大阪駅正面口から……………徒歩約3分

地下鉄新大阪駅7番出口から……………徒歩約3分

— お願い —

駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い
申し上げます。